

⑪ 権利を守る

高齢者虐待の防止や消費者被害等の相談など高齢者の権利を守るためのサービスです。各事業・サービスの利用には要件等がありますので、詳細は各問合せ先にお問い合わせください。



● 成年後見制度を活用しよう

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に保護し、支援するための制度です。

成年後見制度には、後見・保佐・補助の三つのタイプがあります。援助者はそれぞれ後見人・保佐人・補助人といい、本人に代わって法律行為をする権限が与えられます。

成年後見制度を利用するには、まず家庭裁判所に申立てする必要があります。

成年後見人等は個別の事情に応じて家庭裁判所が選任します。本人の家族のほか、法律・福祉の専門家や、福祉関係の公益法人などが選ばれる場合があります。

◆成年後見制度に関する相談先

- ①シニアサポートセンター（地域包括支援センター） 22p
- ②各区役所高齢介護課 21p

成年後見制度利用支援事業

認知症などにより判断能力が不十分な方で、身寄りがないなど、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない方について、市長が申立てを行います。

また、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な方に対して、審判の申立てにかかる費用や後見人等への報酬の助成を行います。

① 市長申立て

◆対象者 認知症などにより判断能力が不十分な方で、2親等内の親族がいないか又はこれらの親族がいても音信不通等の事情により、親族等による後見等開始の審判の申立てを行うことができない方。

◆費用 市長が申立てを行う場合は、市があらかじめ費用を負担しますが、審判の結果、家庭裁判所の命令があるときは、本人又は関係人に費用の全額又は一部を負担していただきます。

② 成年後見人等に対する報酬の助成

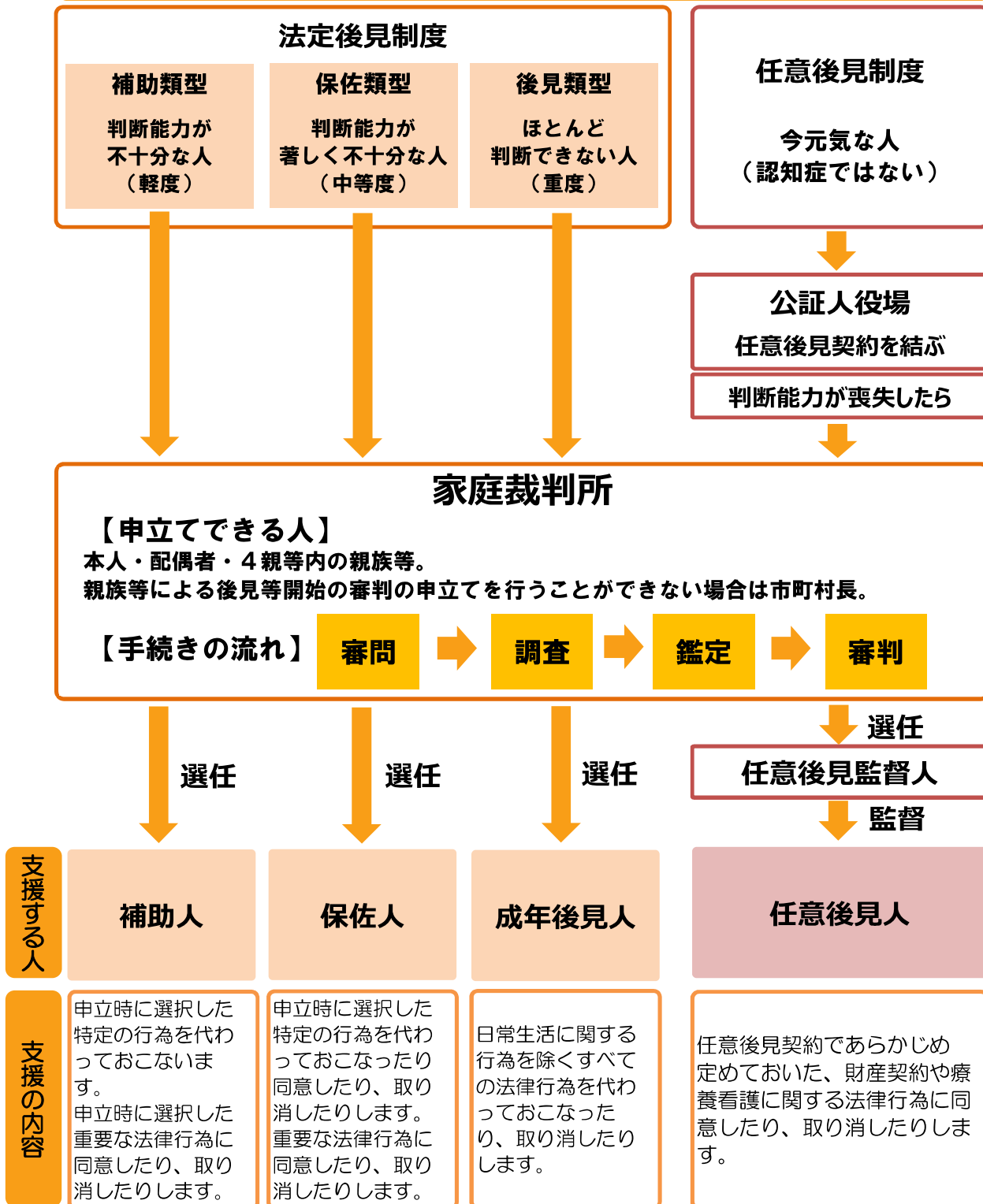
◆対象者 親族ではない第三者である成年後見人等が確定された方であって、生活保護を受けている方など。

◆助成額 在宅者 28,000円（月額上限）
施設入所者 18,000円（月額上限）

◆成年後見制度利用支援事業に関する問合せ先

各区役所高齢介護課 21p

成年後見制度の手続きの流れ



【利用者の声】

- 夫婦なのに預金を下ろせない。株も売れない。成年後見制度を勧められ、何をどうすればいいかわからなかったけど、地域包括支援センターで細かく説明してもらい、今では安心して暮らしています。



◎ その他の権利を守るための事業・サービス

事業・サービス名	内容・名称	問合せ先
福祉サービス利用援助事業 (あんしんサポート さいたま)	認知症等の高齢者や知的障害・精神障害などのある方が、安心して生活が送れるように、福祉サービス利用の手続きや、希望に応じて日常生活に必要な事務手続き、日常的な金銭の支払い、書類等の預かり等のお手伝いをします。	さいたま市 社会福祉協議会 権利擁護推進課 ☎048-835-1315 Fax048-835-5282
消費生活相談	専門の消費生活相談員が、消費生活に関する相談を受け付け、問題解決のための助言、あっせんなどを行っています。 ・商品やサービスの契約トラブルなど消費生活に関する相談を受け付けます。 ・消費生活相談員が、相談者の皆さんと共に考え、解決に向けてお手伝いします。 ・相談内容によっては他機関を紹介させていただく場合があります。 ・相談は無料です。 ・契約書等の関係書類をご準備の上相談していただくとスムーズです。	消費生活総合センター ☎048-645-3421 Fax048-643-2247 浦和消費生活センター ☎048-871-0164 Fax048-883-4893 岩槻消費生活センター ☎048-749-6191 Fax048-749-6193
高齢者虐待の対応	市は、高齢者虐待の通報を受けた場合、関係者と協力しながら高齢者の安全確認と虐待の事実確認の調査を実施します。虐待の状況により、高齢者を介護や医療等の必要なサービスに繋げるとともに、その養護者に対しては、必要に応じて介護の負担を軽くするための相談や支援を行います。	●養護者による虐待 各区役所高齢介護課 (21p) ●介護従事者による虐待 介護保険課 ☎048-829-1265
成年後見制度等に関する その他の相談窓口	さいたま市高齢・障害者権利擁護センター (社会福祉協議会)	☎048-835-5283 Fax048-835-5282 (平日8:30~17:15)
	法テラス	☎0570-078374
	埼玉弁護士会 高齢者・障がい者権利擁護センター「しんらい」	☎048-710-5666
	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート埼玉	☎048-845-8551
	権利擁護センターぱあとなあ埼玉	☎048-857-1717

●さいたま市社会福祉協議会 各区事務所 電話番号 (048)

西区事務所	☎622-3333	北区事務所	☎653-1177
大宮区事務所	☎646-4441	見沼区事務所	☎684-3322
中央区事務所	☎854-3724	桜区事務所	☎852-1611
浦和区事務所	☎834-3131	南区事務所	☎838-1818
緑区事務所	☎874-0022	岩槻区事務所	☎757-9291